

第2章 人権教育・啓発の現状と課題

1 「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」の推進

県では、現在、国連10年県行動計画に基づき、人権教育・啓発を推進しています。

その推進に当たっての基本理念は、人権という普遍的文化を構築することを目的に、県民一人ひとりが、あらゆる機会において実施される人権教育を通じて、人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面において実践に結びつけ、人権尊重の意識が着実に根づいた社会を実現するということです。

そして、この理念のもとに、県民が主体的に人権尊重に向けて取り組めるよう、人権に関する学習機会の提供、教材の開発、指導者の養成、情報の提供などに努めてきました。また、学校教育、社会教育、企業等一般社会における人権教育、さらに人権に関わりの深い特定の職業従事者の研修など、あらゆる場を通じた人権教育を推進してきました。

また、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者等の人権に関わる問題を重要課題と位置付け、それぞれの固有の問題点とともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からも教育・啓発に取り組んできました。

2 人権教育の現状

(1) 家庭教育

子どもがいのちや人権の大切さを認識し、基本的な生活習慣やルール、マナーを身につけたり、社会性を習得するなど、人格形成の基礎づくりの場として、家庭は重要な役割を担っています。こうしたことから、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの個性を生かすとともに、他人への思いやり、いのちや人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育が進められるよう、子育てサポーター等の養成や相談活動、家庭教育に関する学習機会や子育て情報の提供など支援体制の充実を図ってきました。

(2) 就学前教育・学校教育

就学前教育・学校教育においては、子どもの実態や発達段階を踏まえ、人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を培うとともに、人権尊重の実践的態度の育成を目指す取り組みを、教育活動全体を通じて推進してきました。

乳幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期です。幼稚園や保育所においては、豊かな情操を養い、いのちの大切さを感じ取らせ、助け合い支え合う仲間づくりを通してお互いを大切に思いやる気持ちを育ててきました。

小・中学校から高等学校等に至る時期は、社会生活に必要な基礎的な能力を身につけ、心豊かな人間に成長する重要な時期です。そのため、人間関係を育んだり、人や自然・社会とのかかわりの中から、様々な人権に関わる課題に気づき、解決しようとする子どもの育成を目指し、教科・道徳や特別活動はもとより、その枠を越えた横断的で継続的な取り組みを進めてきました。

また、いじめをはじめとする子どもたちを取り巻く様々な問題に対しても、いのちや人権を大切に作る心の教育の視点から、その解決を図ってきました。

(3) 社会教育

社会教育においては、県民一人ひとりが、人権についての深い理解と認識を持ちながら、人権感覚を磨き、人権を尊重する態度と、それを行動に移す技能を身につけることを目指し、様々な学習機会や学習情報の提供に努めてきました。

地域においては、市町村の設置する公民館等の社会教育施設において、人権に関する研修会・講座などの学習機会の提供、各種交流事業、指導者養成研修の実施等が進められてきました。また、社会教育関係団体においては、団体活動の中に人権教育を位置付け、自主的な取り組みが進められてきました。さらに市町村において、地域の関係機関・団体・企業等により組織されている人権教育推進協議会等によって、地域ぐるみの取り組みが推進されており、県はこれらの実施主体が行う、研修会や講座、住民の相互交流事業その他の活動への支援に努めてきました。

3 人権啓発の現状

人権尊重の意識の高揚を目指して、人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに日常の態度や行動につながる人権感覚が身につくよう、講演会・シンポジウムの開催、啓発冊子、啓発映画・ビデオ、テレビ・ラジオ放送、新聞広告、広報紙、ポスター、リーフレットの制作・作成、作文の公募等、様々な方法で人権啓発活動を進めてきました。また、実施に当たっては、モニター制度の活用等により県民の皆さんの意見を反映しながら、より効果的な手法の工夫に努めてきました。

また、本県独自の制度として、県内各市町村には、国の人権擁護委員の活動に協力する人権擁護推進員が設置され、地域に根ざしたきめ細かな人権啓発活動、相談活動が行われています。県では、この人権擁護推進員制度が効果的に活用されるよう、市町村が人権擁護推進員に対して行う研修事業等を支援してきました。

また、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者等の人権に関する重要課題については、それらの分野の基礎的な知識、具体的問題、行政やNPO等の取り組み等の紹介を通して理解を促し、普遍的な人権意識を高める啓発活動を行ってきました。

4 人権教育・啓発の課題

これまで人権教育・啓発に取り組んできた結果、県民の人権意識の高揚に一定の成果がみられますが、次の点が今後の課題であると考えられます。

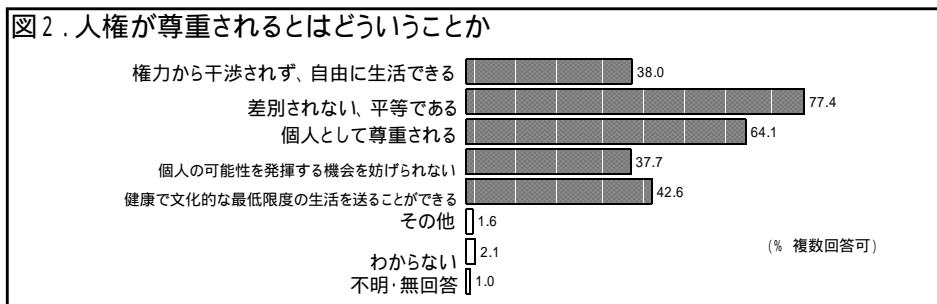
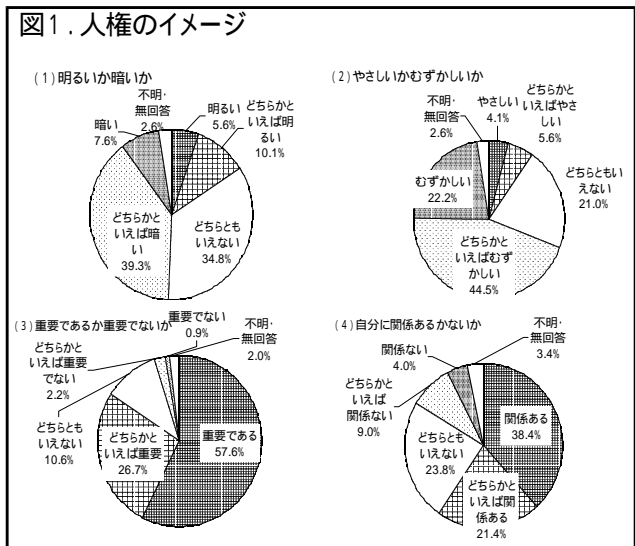
- (1)人権理念の普及
- (2)差別意識や偏見の解消
- (3)人権尊重のための主体的な行動の喚起
- (4)人権教育・啓発の環境づくり

(1) 人権理念の普及

人権について、その本来の意味や考え方をより一層普及していく必要があります。

平成14年(2002年)2月に実施した「人権に関する意識調査」(以下「意識調査」という。)の結果をみると、多くの人々が、人権は「重要である」「自分に関係がある」と考えています。しかしその一方で、人権は「暗い」「むずかしい」とも考えています。(図1)

また、別の設問では、人権が尊重されるということについて多様な側面からは理解されていない傾向を読み取ることができます。(図2)



人権は「重要である」「自分に関係がある」という人が多いということから、県民の意識の中で、人権尊重に対する認識が一定まで進んでいることがうかがえます。

一方、人権は「暗い」「むずかしい」とする人が多いという結果は、多くの人々が、人権を不当な差別や児童虐待のような人権侵害事件と結びつけ、さらにその被害者の苦

痛や社会問題としての深刻さと結びつけて考えているためかも知れません。また、人権について深く、真剣に考えるほど、新たな難しさを感じるものなのかも知れません。

このように、ともすれば人権は、暗く、難しいと受け止められがちですが、本来、人権は、日常生活に不可欠な、自分自身に関わる具体的な諸権利であり、また、一人ひとりの発達や個性の発展、多様性にみちた社会の創造につながるという明るく、積極的な側面を持っています。

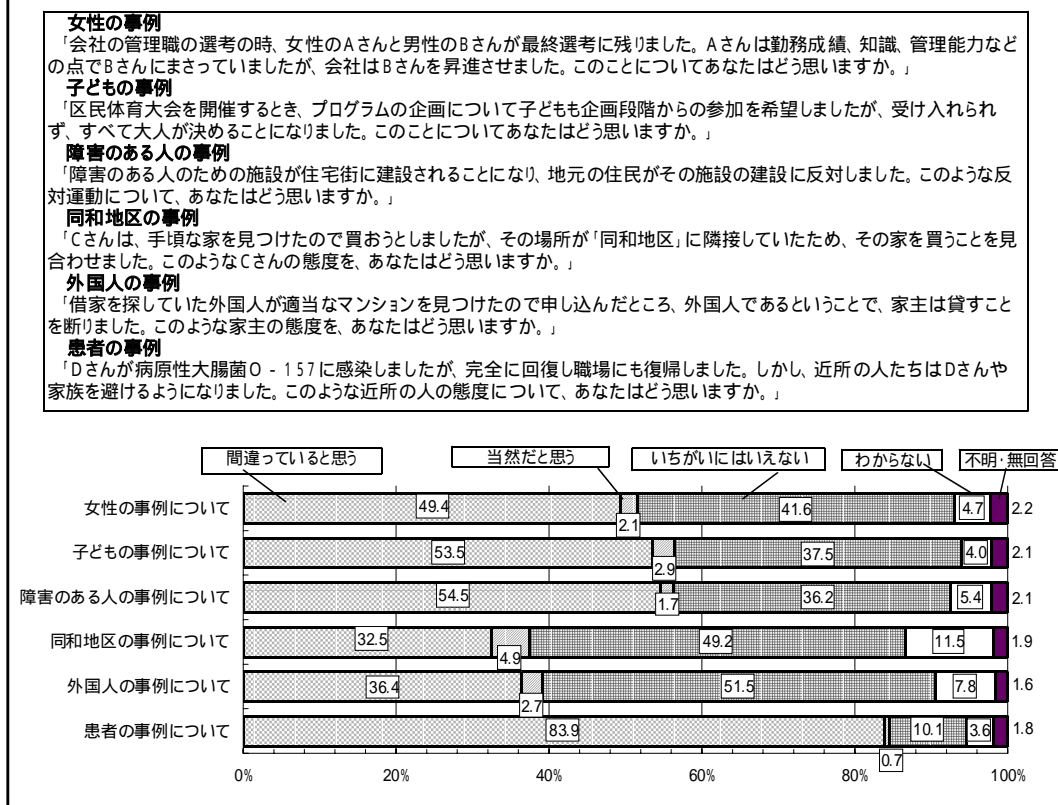
このため、このような側面からの人権についても理解が進むよう、人権理念に対する県民の認識をより深めていく必要があります。

(2) 差別意識や偏見の解消

差別意識や偏見をなくしていく必要があります。

意識調査の結果をみると、県民の人権尊重や人権侵害についての考え方には、人権について十分に理解されていない現状がうかがえます。(図3) 現実に、地域や学校等で差別事象が発生しており、インターネットを悪用した人権侵害等も急増しています。

図3. 人権尊重や人権侵害についての考え方

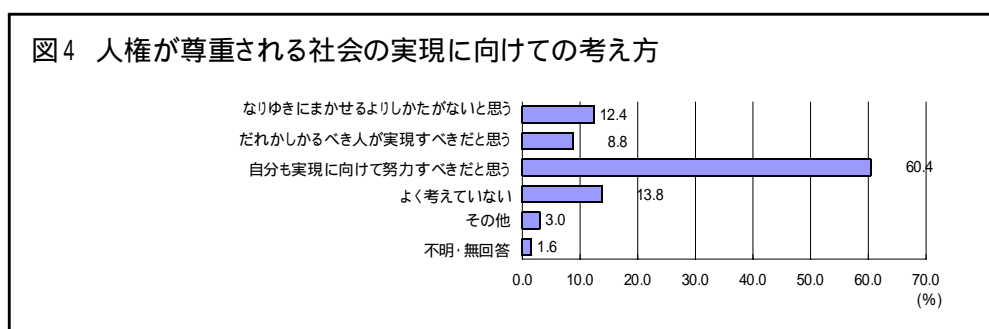


また、例えば、女性に対する暴力が、男性優位の意識や固定的な性別役割分担意識等に根ざしている場合が多いといわれるように、様々な人権侵害の背景には、特定の

人々に対する偏見が存在していると指摘することもできます。このため、引き続き差別意識や偏見の解消に向けて取り組んでいく必要があります。

(3) 人権尊重のための主体的な行動の喚起

人権や人権の尊重について知識として理解ができて、それがすぐに日常生活の中の行動につながるものではありません。意識調査の結果では、人権尊重の社会に向けて「自分も実現に向けて努力すべきだと思う」とする人は約6割となっています。(図4)このため、人権尊重のための一人ひとりの主体的な行動を、さらに喚起していく必要があります。



(4) 人権教育・啓発の環境づくり

人権を尊重する人間を育てる場として、学校、家庭、地域社会、職場などそれぞれが役割を担っています。しかし、近年、家庭の教育力の低下、地域社会の連帯意識の弱体化などが指摘されていることから、学校、家庭、地域社会、職場などが互いに補完しながら、社会全体で人権を大切にできる環境づくりを進める必要があります。

一方、国連10年県行動計画の推進によって、教材や資料の整備、指導者の資質向上、手法の改善など、人権教育、人権啓発を進めるための基盤が整いつつあり、これらを引き続き充実させるとともに、効果的に活用することが必要です。そのため、教育内容の体系化、実施主体間の連携、また人権教育と人権啓発との効果的な連携を図っていく必要があります。